

## 伊豆中央道 修善寺道路回数券レイアウト

道路名	伊豆中央道 修善寺道路	11回券	該当	数量及び額面	
区 間	全 線		○	数 量	400 冊
車 種	軽自動車等			金 額	1,600 円

※ この券の折りは領収書(控)が上に出るように折ること。  
領収書側を上にしたとき、10と9の間で山折り7と6の間で谷折り、4と3の間で山折りとなる。

表紙	表紙裏面	券片表示部分
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">様 VA 260000 伊豆中央道 修善寺道路回数券領収書(控) 全線11回券</p> <p style="text-align: center; font-size: 24px;">¥1,600</p> <p>消費税率10% 軽自動車等 (軽) 内消費税 145円</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 静岡県道路公社 登録番号T2080005001546</p> <hr/> <p style="text-align: center;">様 VA 260000 伊豆中央道 修善寺道路回数券領収書 全線11回券</p> <p style="text-align: center; font-size: 24px;">¥1,600</p> <p>消費税率10% 軽自動車等 (軽) 内消費税 145円 上記金額正に領収いたしました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 静岡県道路公社 登録番号T2080005001546</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">回数券約款(抜粋)</p> <p>(効 力)</p> <p>第3条 回数券は、1券片をもって券面表示の車種1台が通行1回に限り券面表示事項に従って使用することができる。</p> <p>第4条 通行料金は(通行料金を含む)の額に規定があったときは会社が特に必要があるときまたは場合に限り、変更後の料金の額と変更後の料金の額との差額を支払って、料金の変更前に発売された回数券を使用することができる(適用期間)。</p> <p>第5条 回数券の適用期間は、会社が適用開始の日を特に指定する場合を除き、回数券の発売日から料金の販売期間の満了の日とする。ただし、次の各号の1に該当する事由が発生した時は、当該事由の発生した日の前日とする。</p> <p>1 当該回数券が廃止されたとき</p> <p>2 法令又は、これに基づき行政処分等により表示の車種の通行が禁止されたとき</p> <p>3 料金の額に変更があったとき</p> <p>4 料金の額に変更があったため、第2条第2項の規定により差額を支払って使用する回数券の適用期間は、料金の額に変更があった日から6か月以内とする(払い戻し)</p> <p>第7条 発売した回数券は、払い戻しをしない。ただし、次の各号の1に該当する払い戻しをすることができる。</p> <p>1 料金の販売期間が満了したとき</p> <p>2 第4条第1項ただし書きに該当する事由が発生したとき</p> <p>3 開通区間の延長により回数券が必要なくなったとき</p> <p>4 使用者の都合で回数券が必要なくなったとき</p> <p>5 前項に掲げる場合のほか、会社が必要があると認めるとき。</p> <p>2 前項ただし書きの規定により会社が払い戻しを行う場合は、券子単位を単位とする。</p> <p>第9条 回数券の払い戻し期間は、第7条第1項各号に掲げる事由が発生した日から、発明として3か月とする。</p> <p>(払い戻し場所)</p> <p>第10条 回数券の払い戻し場所は、所轄管理センター又は券面表示の有料道路の管理事務所若しくは営業所及び会社の指定する場所とする。</p> <p>(払い戻し額)</p> <p>第11条 第7条第1項ただし書きの場合の回数券の払い戻し額は、次の各号に定めるところにより算定された額とする。</p> <p>1 第7条第1項第1号から第3号までに該当する場合 払い戻し額 = 回数券の発行額当りの発売価格 × 未使用の回数券の枚数</p> <p>2 第7条第1項第4号に該当する場合 払い戻し額 = 回数券の発行額当りの発売価格 × 未使用の回数券の枚数</p> <p>3 第7条第1項第5号に該当する場合 払い戻し額 = 回数券の発行額当りの発売価格 × 未使用の回数券の枚数 × 10%とし、10月未満の端数は切り捨てる。</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">伊豆中央道 修善寺道路回数券</p> <p style="text-align: center;">VA 260000</p> <p style="text-align: center;">全 線</p> <p style="text-align: center; font-size: 48px;">5 (軽)</p> <p style="text-align: center;">料金所では一時停止して下さい。 《通行片道1回限り》 静岡県道路公社</p> <hr/> <p style="text-align: center;">伊豆中央道 修善寺道路回数券</p> <p style="text-align: center;">VA 260000</p> <p style="text-align: center;">全 線</p> <p style="text-align: center; font-size: 48px;">4 (軽)</p> <p style="text-align: center;">料金所では一時停止して下さい。 《通行片道1回限り》 静岡県道路公社</p> <hr/> <p style="text-align: center;">伊豆中央道 修善寺道路回数券</p> <p style="text-align: center;">VA 260000</p> <p style="text-align: center;">全 線</p> <p style="text-align: center; font-size: 48px;">3 (軽)</p> <p style="text-align: center;">料金所では一時停止して下さい。 《通行片道1回限り》 静岡県道路公社</p> <hr/> <p style="text-align: center;">伊豆中央道 修善寺道路回数券</p> <p style="text-align: center;">VA 260000</p> <p style="text-align: center;">全 線</p> <p style="text-align: center; font-size: 48px;">2 (軽)</p> <p style="text-align: center;">料金所では一時停止して下さい。 《通行片道1回限り》 静岡県道路公社</p> <hr/> <p style="text-align: center;">伊豆中央道 修善寺道路回数券</p> <p style="text-align: center;">VA 260000</p> <p style="text-align: center;">全 線</p> <p style="text-align: center; font-size: 48px;">1 (軽)</p> <p style="text-align: center;">料金所では一時停止して下さい。 《通行片道1回限り》 静岡県道路公社</p> </div>
ホログラムテープ(2mm)	※ 回数券約款(抜粋)は、縦160mmを限度としてなるべく拡大して表示すること。	ホログラムテープ(2mm)

作成に当たっては別途示す雛形見本に従い作成すること。

備考 11回券は1枚、その他は冊子形式として、冊子には最終ページに台紙(厚紙)を添付すること。

券片には1から回数券枚数分の連番番号(逆順・白抜き文字(地紋と同様に文字の背面に記載))を付すこと。

## 伊豆中央道 修善寺道路回数券レイアウト

道路名	伊豆中央道 修善寺道路	160回券	該当	数量及び額面	
区 間	全 線		○	数 量	5,500冊
車 種	普通車			金 額	16,250円

<p>表紙</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 5px;"> <p style="text-align: center;">TA 260000 伊豆中央道 修善寺道路回数券</p> <p style="text-align: center;">全 線 普 通 車 160 回 券</p> <p>回数券をお買い上げいただきありがとうございます。 次回も回数券をご利用ください。</p> <p style="text-align: center;">— ご利用について —</p> <p>○料金所では「一時停止」のうえ本回数券を係員にお渡しください。</p> <p>○本回数券は、券面表示の車種、道路又は区間以外の通行には使用できません。</p> <p>○本回数券購入者は、特に次の点に御注意ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>次のような場合には回数券を無効として回収いたします。             <ol style="list-style-type: none"> <li>券面表示事項が不明となった回数券を使用したとき。</li> <li>券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用したとき。</li> <li>その他不正通行の手段として使用したとき。</li> </ol> </li> <li>本回数券は原則として払い戻しはいたしません。</li> <li>切りはなした回数券の払い戻しはいたしません。</li> <li>本回数券は紛失しても再発行はいたしません。</li> </ol> <p style="text-align: center;">様 TA 260000 伊豆中央道 修善寺道路回数券領収書 全線 160回券</p> <p style="text-align: center;">¥16,250</p> <p>消費税率10% 普通車 内消費税 1,477円</p> <p>上記金額正に徴収いたしました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 静岡県道路公社 登録番号T2080005001546</p> <hr/> <p style="text-align: center;">様 TA 260000 伊豆中央道 修善寺道路回数券領収書(控) 全線 160回券</p> <p style="text-align: center;">¥16,250</p> <p>消費税率10% 普通車 内消費税 1,477円</p> <p>上記金額正に徴収いたしました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 静岡県道路公社 登録番号T2080005001546</p> </div>	<p>表紙裏面</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 5px;"> <p style="text-align: center;">↓ 綴じしろ</p> <div style="border: 1px solid black; height: 40px; margin-bottom: 5px;"></div> <p style="text-align: center;">回数券約款 (抜粋)</p> <p>(略 力)</p> <p>第3条 回数券は、1冊片をもって券面表示の車種1台が通行1回に限り券面表示の範囲に限り使用することができる。</p> <p>2 通行料金は(但し回数券1冊1回の範囲に発生した場合は会社が明記が必要があるとする場合)に限り、変更後の料金の額と変更後の料金の額との差額を支払って、料金の変更前に発生された回数券を使用することができる。</p> <p>第4条 回数券の通用期間は、会社が通用開始の日を特に指定する場合を除き、回数券の発給日から料金の通用開始の日までとする。ただし、次の各号の二に該当する事由が発生した時は、当該事由の発生した日の前日とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>当該回数券が廃止されたとき</li> <li>法令又は、これに基づき行政処分等により表示の車種の通行が廃止されたとき</li> <li>料金の額に変更があったとき</li> <li>料金の額に変更があったため、第3条第2項の規定により差額を支払って使用する回数券の通用期間は、料金の額に変更があった日から6か月以内とする。</li> </ol> <p>(払い戻し)</p> <p>第5条 発行した回数券は、払い戻しをしない。ただし、次の各号の二に該当する場合は払い戻しをすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>料金の通用期間が満了したとき</li> <li>第3条第2項ただし書きに該当する事由が発生したとき</li> <li>通用期間の延長により回数券が不要となったとき</li> <li>使用者の都合で回数券が不要となったとき</li> <li>前各号に該当する場合は、会社が必要があるとするとき</li> </ol> <p>2 表額ただし書きの規定により会社が払い戻しを行う場合は、冊子単位を原則とする。</p> <p>(払い戻し期間)</p> <p>第9条 回数券の払い戻し期間は、第3条第1項各号に掲げる事由が発生した日から、原則として3か月とする。</p> <p>(払い戻し場所)</p> <p>第10条 回数券の払い戻し場所は、所轄管理センター又は券面表示の有料道路の管理事務所若しくは営業所及び会社の指定する場所とする。</p> <p>(払い戻し額)</p> <p>第11条 第3条第2項ただし書きの場合の回数券の払い戻し額は、次の各号に定めるところにより算定された額とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第3条第1項第1号から第3号までに該当する場合 回数券の冊子1冊当たりの回数券の枚数 × 未使用の回数券の枚数とし、払い戻しの額に生じた10円未満の端数は切り上げる。</li> <li>第3条第1項第4号に該当する場合 回数券の冊子1冊当たりの回数券の枚数 × 未使用の回数券の枚数とし、払い戻しの額に生じた10円未満の端数は切り捨てる。</li> <li>第3条第1項第5号に該当する場合は、払い戻しの理由により会社が第2号のいずれかを適用する。</li> </ol> <p>2 前項第2号の場合の算定額は、払い戻しの額 回数券の冊子1冊当たりの回数券の枚数 × 未使用の回数券の枚数 の10%とし、10円未満の端数は切り捨てる。</p> </div>	<p>2枚目以降</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 5px;"> <p style="text-align: center;">↓ 綴じしろ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">伊豆中央道 修善寺道路回数券</p> <p style="text-align: center;">全 線 TA 260000</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">5 普</p> <p style="text-align: center; font-size: 0.8em;">料金所では一時停止して下さい。 《通行片道1回限り》 静岡県道路公社</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">伊豆中央道 修善寺道路回数券</p> <p style="text-align: center;">全 線 TA 260000</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">4 普</p> <p style="text-align: center; font-size: 0.8em;">料金所では一時停止して下さい。 《通行片道1回限り》 静岡県道路公社</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">伊豆中央道 修善寺道路回数券</p> <p style="text-align: center;">全 線 TA 260000</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">3 普</p> <p style="text-align: center; font-size: 0.8em;">料金所では一時停止して下さい。 《通行片道1回限り》 静岡県道路公社</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">伊豆中央道 修善寺道路回数券</p> <p style="text-align: center;">全 線 TA 260000</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">2 普</p> <p style="text-align: center; font-size: 0.8em;">料金所では一時停止して下さい。 《通行片道1回限り》 静岡県道路公社</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">伊豆中央道 修善寺道路回数券</p> <p style="text-align: center;">全 線 TA 260000</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">1 普</p> <p style="text-align: center; font-size: 0.8em;">料金所では一時停止して下さい。 《通行片道1回限り》 静岡県道路公社</p> </div> </div>
--	---	--

作成に当たっては別途示す雛形見本に従い作成すること。

備考 11回券は1枚、その他は冊子形式として、冊子には最終ページに台紙(厚紙)を添付すること。

券片には1から回数券枚数分の連番番号(逆順・白抜き文字(地紋と同様に文字の背面に記載))を付すこと。

## 修善寺道路回数券レイアウト

道路名	修善寺道路	160回券	該当	数量及び額面	
区 間	修善寺 — 熊坂		○	数 量	300 冊
車 種	普通車			金 額	8,800 円

<p>表 紙</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 5px;"> <p style="text-align: center;">TA 260000 修善寺道路回数券</p> <p style="text-align: center;">修善寺—熊坂 普通車 160回券</p> <p>回数券をお買い上げいただきありがとうございます。 ございました。 次回も回数券をご利用ください。</p> <p style="text-align: center;">— ご利用について —</p> <p>○料金所では「一時停止」のうえ本回数券を係員にお渡しください。</p> <p>○本回数券は、券面表示の車種、道路又は区間以外の通行には使用できません。</p> <p>○本回数券購入者は、特に次の点に御注意ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>次のような場合には回数券を無効として回収いたします。             <ol style="list-style-type: none"> <li>券面表示事項が不明となった回数券を使用したとき。</li> <li>券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用したとき。</li> <li>その他不正通行の手段として使用したとき。</li> </ol> </li> <li>本回数券は原則として払い戻しはいたしません。</li> <li>切りはなした回数券の払い戻しはいたしません。</li> <li>本回数券は紛失しても再発行いたしません。</li> </ol> <p style="text-align: center;">様 TA 260000 修善寺道路回数券領収書 修善寺—熊坂 160回券</p> <p style="text-align: center;">¥8,800</p> <p>消費税率10% 普通車 内消費税 800円</p> <p>上記金額正に領収いたしました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 静岡県道路公社 登録番号T2080005001546</p> <p style="text-align: center;">様 TA 260000 修善寺道路回数券領収書(控) 修善寺—熊坂 160回券</p> <p style="text-align: center;">¥8,800</p> <p>消費税率10% 普通車 内消費税 800円</p> <p>上記金額正に領収いたしました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 静岡県道路公社 登録番号T2080005001546</p> </div> <p style="text-align: center;">80</p>	<p>表紙裏面</p> <p>↓ 綴じしろ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 5px;"> <p style="text-align: center;">回数券約款 (抜粋)</p> <p>(効 力)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>回数券は、1枚印をもちて券面表示の車種1台が通行1回に限り券面表示事項に記して使用することができる。</li> <li>通行料金は「回数券」という1の単位で変更があったときは会社が特に必要があるときの場合に限り、変更後の料金の額と変更後の料金の額との差額を支払って、料金の変更前に発売された回数券を使用することができる。(適用期間)</li> <li>1条 回数券の適用期間は、会社が適用開始の日を特に指定する場合を除き、回数券の発売日から発売期間の満了の日までとする。ただし、次の各号の1に該当する事由が発生した時は、当該事由の発生した日の満了日とする。             <ol style="list-style-type: none"> <li>当該回数券が廃止されたとき</li> <li>法令又は、これに基づき行政処分等により表示の車種の通行が廃止されたとき</li> <li>料金の額に変更があったとき</li> <li>料金の額に変更があったため、第3条第2項の規定により差額を支払って使用する回数券の適用期間は、料金の額に変更があった日から1か月以内とする。(払い戻し)</li> </ol> </li> <li>2条 発売した回数券は、払い戻しをしない。ただし、次の各号の1に該当する回数券を除くことができる。             <ol style="list-style-type: none"> <li>料金の額が満了したとき</li> <li>第1条第1項ただし書きに該当する事由が発生したとき</li> <li>適用期間の延長により回数券が不要となったとき</li> <li>利用者の都合で回数券が不要となったとき</li> </ol> </li> <li>3条 前各号に期間が定められた場合、会社が必要があるとき</li> <li>4条 償還ただし書きの規定により会社が払い戻しを行う場合は、冊子単位を原則とする。(払い戻し期間)</li> <li>5条 回数券の払い戻し期間は、第7条第1項各号に掲げる事由が発生した日から、原則として3か月とする。(払い戻し場所)</li> <li>6条 回数券の払い戻し場所は、所設管理センター又は券面表示の有料道路の管理事務所若しくは営業所及び会社の指定する場所とする。(払い戻し額)</li> <li>7条 第7条第1項ただし書きの場合の回数券の払い戻しの額は、次の各号に定めるところにより決定する額とする。             <ol style="list-style-type: none"> <li>第7条第1項第1号から第3号までは該当する場合 払い戻しの額 = 回数券の冊子1冊当りの発売価格 × 未使用の回数券の枚数とし、払い戻しの額に生じた10円未満の端数は切り上げる。</li> <li>第7条第1項第4号に該当する場合 払い戻しの額 = 回数券の冊子1冊当りの発売価格 × 未使用の回数券の枚数 - 手数料とし、払い戻しの額に生じた10円未満の端数は切り捨てる。</li> <li>第7条第1項第5号に該当する場合は、払い戻しの理由により会社が第2号のいずれかを適用する。</li> </ol> </li> <li>8条 第7条第2項の場合の手数料は、払い戻しの額 [回数券の冊子1冊当りの発売価格 × 未使用の回数券の枚数] の10%とし、10円未満の端数は切り捨てる。</li> </ol> </div> <p style="text-align: center;">80</p>	<p>2枚目以降</p> <p>↓ 綴じしろ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 5px;"> <p style="text-align: center;">修善寺道路回数券</p> <p style="text-align: center;">TA 260000</p> <p style="text-align: center;">修善寺—熊坂</p> <p style="text-align: center;">5 (普)</p> <p>料金所では一時停止して下さい。 《通行片道1回限り》 静岡県道路公社</p> <hr/> <p style="text-align: center;">修善寺道路回数券</p> <p style="text-align: center;">TA 260000</p> <p style="text-align: center;">修善寺—熊坂</p> <p style="text-align: center;">4 (普)</p> <p>料金所では一時停止して下さい。 《通行片道1回限り》 静岡県道路公社</p> <hr/> <p style="text-align: center;">修善寺道路回数券</p> <p style="text-align: center;">TA 260000</p> <p style="text-align: center;">修善寺—熊坂</p> <p style="text-align: center;">3 (普)</p> <p>料金所では一時停止して下さい。 《通行片道1回限り》 静岡県道路公社</p> <hr/> <p style="text-align: center;">修善寺道路回数券</p> <p style="text-align: center;">TA 260000</p> <p style="text-align: center;">修善寺—熊坂</p> <p style="text-align: center;">2 (普)</p> <p>料金所では一時停止して下さい。 《通行片道1回限り》 静岡県道路公社</p> <hr/> <p style="text-align: center;">修善寺道路回数券</p> <p style="text-align: center;">TA 260000</p> <p style="text-align: center;">修善寺—熊坂</p> <p style="text-align: center;">1 (普)</p> <p>料金所では一時停止して下さい。 《通行片道1回限り》 静岡県道路公社</p> <p style="text-align: center;">緑の帯(10mm)</p> <p style="text-align: center;">80</p> </div> <p style="text-align: center;">80</p>
<p>※ 回数券約款(抜粋)は、縦160mmを限度としてなるべく拡大して表示すること。</p>		
<p>ホログラムテープ(2mm)</p>		
<p>作成に当たっては別途示す雛形見本に従い作成すること。</p>		
<p>備考 11回券は1枚、その他は冊子形式として、冊子には最終ページに台紙(厚紙)を添付すること。</p>		
<p>券片には1から回数券枚数分の連番号(逆順・白抜き文字(地紋と同様に文字の背面に記載))を付すこと。</p>		

伊豆スカイライン回数券レイアウト

区間	枚数	項目	図案	備考
熱海峠 冷川	500	領収書 (控) (75回券)		1枚目 ※区間の「-」は両端矢印 (↔) で表示すること
熱海峠 冷川	500	領収書 (75回券)		2枚目
熱海峠 冷川	500	伊豆スカイライン 共通回数券 (75回券) 表紙		3枚目
熱海峠 冷川	500	伊豆スカイライン 共通回数券 (75回券) 裏面		3枚目(裏面)
熱海峠 冷川	500	伊豆スカイライン 共通回数券 (75回券) 裏面		4枚目(以下所定枚数まで添付)
合計	500	(1券種)	(注意) 作成に当たっては別途示す難形見本に従い作成すること。	

伊豆スカイライン回数券レイアウト

区間	枚数	項目	図案	備考
冷川	700	天城高原 軽自動車 小型自動車 普通自動車 券種 通行券 金額 18,000円	<p>領収書 (控) (75回券) ZA 260000                  ¥ 18,000円                  (消費税率10% 内消費税 1,636円)                  車種 軽・小型・普通自動車 (小)                  年 月 日 区間 冷川 - 天城高原                  静岡県道路公社                  登録番号T2080005001546</p>	1枚目 ※区間の「-」は両端矢印 (←) で表示すること
		区間 車種 券種 金額	<p>領収書 (75回券) ZA 260000                  印紙税法第5条第2号により非課税                  ¥ 18,000円                  (消費税率10% 内消費税 1,636円)                  車種 軽・小型・普通自動車 (小)                  年 月 日 区間 冷川 - 天城高原                  上記金額正に領収いたしました 静岡県道路公社                  登録番号T2080005001546</p>	2枚目
		区間 車種 券種 金額	<p>伊豆スカイライン 回数券 ZA 260000                  (75回券)                  ¥ 18,000円                  表紙 (消費税率10% 内消費税 1,636円)                  年 月 日 発行 区間 冷川 - 天城高原                  R 8.9 静岡県道路公社</p>	3枚目
		区間 車種 券種 金額	<p>= 御使用について =                  1. 券面使用区間の中で自動車を退出されるときは前途無効です。                  2. この回数券の表示事項を消し、又は改ざんして使用されたとき、その金額に相当する増徴料金を併せていただきます。                  3. 切りはなした回数券の払い戻しはいたしません。</p>	3枚目(裏面)
		区間 車種 券種 金額	<p>伊豆スカイライン 共通回数券 ZA 260000 - 001                  車種 軽・小型・普通自動車 (小)                  区間 冷川 - 天城高原                  静岡県道路公社</p> <p>細クラムテープ (2mm幅)                  背の帯</p>	4枚目 (以下所定枚数まで添付) 枝番号は1~所定枚数まで連番号 ※最終頁は台紙(厚紙)添付
合計	700	(1券種)	(注意) 作成に当たっては別途示す雛形見本に従い作成すること。	

伊豆スカイライン回数券レイアウト

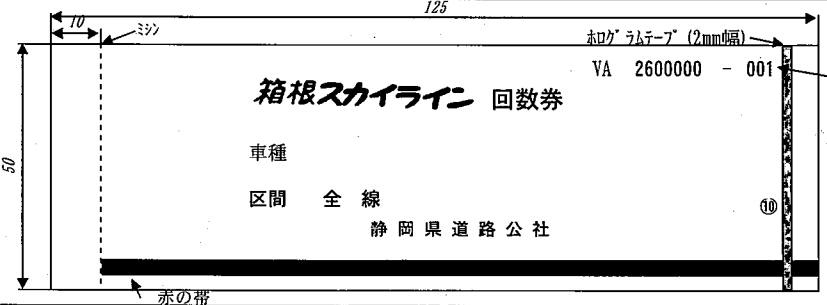
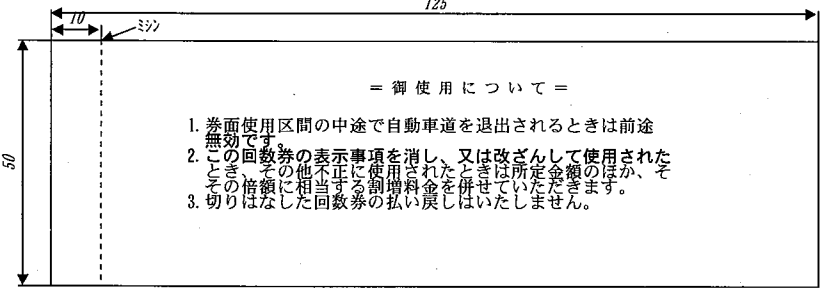
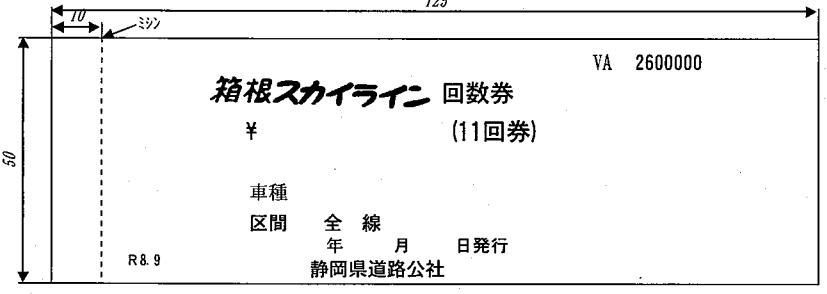
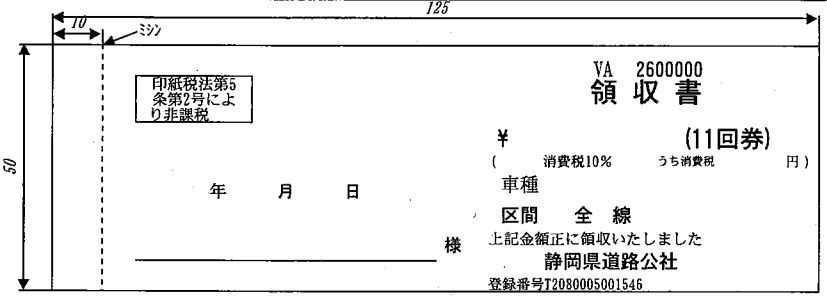
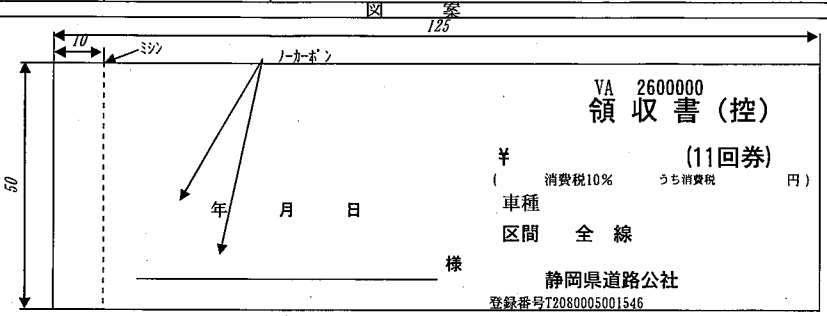
No. 1

区間	枚数	項目	図案	備考
冷川	2,400	真光リハビリセンター 軽自動車 小型自動車 普通自動車 券種 通行券 金額 6,660円		1枚目 ※区間の'-'は両端矢印(↔)で表示すること
		車種 券種 金額		2枚目
		車種 券種 金額	<p>= 御使用について =</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 券片につき、冷川 - 真光、リハビリセンター間に限り往復できます。</li> <li>2. 往船切離し又は押印後の復路券は自動車道を退出するまで使用できません。係員から請求があるときは提示して下されたい。</li> <li>3. 証明書の表示事項を消し、又は改ざんして使用されたときは、その回数券の他不正に使用されたときは所定金額のほか、その倍額に相当する罰増料金を併せていただきます。</li> <li>4. 切りはなした回数券の払い戻しはいたしません。</li> </ol>	3枚目(裏面)
		車種 券種 金額		3枚目
		車種 券種 金額		4枚目(以下所定枚数まで添付) 枝番号は1~所定枚数まで連番号 ※最終頁は台紙(厚紙)添付
合計	2,400	(1券種)	(注意) 作成に当たっては別途示す雛形見本に従い作成すること。	

箱根スカイライン回数券レイアウト

レイアウト抜粋

区間	全線	(11回券)	
枚数	200	項目	備考
区間	全線	金額	1枚目
車種	車種無し	金額	
券種		金額	
金額		金額	
区間	全線	金額	2枚目
車種		金額	
券種		金額	
金額		金額	
区間	全線	金額	3枚目
車種		金額	
券種		金額	
金額		金額	
区間	全線	金額	3枚目(裏面)
車種		金額	
券種		金額	
金額		金額	
区間	全線	金額	4枚目(以下所定枚数まで添付)
車種		金額	
券種		金額	
金額		金額	
合計	200	(1券種)	(注意) 作成に当たっては別途示す雛形見本に従い作成すること。



枝番号は1~所定枚数まで連番号  
 ※最終頁は台紙(厚紙)添付  
 地紋: 緑色  
 HAKONE-SKYLINE繰返し